

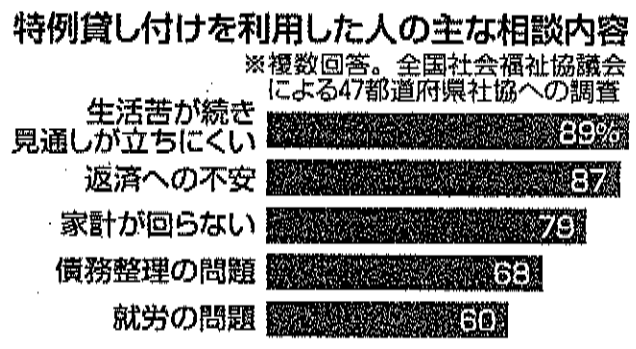
貸付金利用でも「生活苦」

コロナ特例制度 返済窓口9割に相談

新型コロナウイルス禍で収入が減った人に生活資金を特例で貸し付けた国の制度を巡り、返済窓口である四十七都道府県の社会福祉協議会（社協）の約九割が「借りた後も生活苦が続い

ている」との相談を受けていたことが、全国社協の調査で分かった。お金を借りても暮らしを立て直せない人が多い実態が浮かんだ。特例貸し付けは無利子で二〇二〇年三月から二二年九月末まで実施。一時は最大二百万円借りられた。早い人は二三年一月から返済が始まり、住民税非課税の低所得世帯は申請すれば免除される。

続いた。債務整理や就労に關する相談も多かった。窓口対応が繁忙となり、精神的不調を訴えた職員がいた都道府県社協は二〇年度に49%となり、コロナ禍前の一九年度に比べ約六倍だった。



全国社協が都道府県社協に対し、貸し付けを利用し終えた人からの相談内容を複数回答で聞くと「生活苦が続く見通しが立ちにくい」が89%で最も多く、「返済への不安」87%、「家計が回らない」79%と

二三年九月末までに各地の社協が返済免除の案内を送った約二百三十七万件的貸し付けのうち、免除申請があったのは約七十九万件で33%だった。共同通信が十月に各地の社協に実施した調査でも、免除申請は35%という結果だった。厚生労働省によると、十月一日時点で貸付件数は約三百三十五万件、貸付額は約一兆四千二百六十九億円。